

解約払戻金を抑えて保険料をダウン。  
貯蓄機能も備えた一生涯保障の死亡保険です。

終身保険  
ライズ  
RISE

無配当 終身保険(低解約払戻金型)



●本資料は商品パンフレットです●

- 本商品のご検討・お申込みに際しましては、必ず「契約概要／注意喚起情報」「ご契約のしおり／約款」をご確認ください。
- 本商品は生命保険であり、預金とは異なります。
- この保険の引受保険会社はオリックス生命保険株式会社です。

■募集代理店

株式会社 埼玉りそな銀行

ジェイアンドエス保険サービス株式会社

■引受保険会社

オリックス生命

# 保険料の負担を抑えた 一生涯保障の死亡保険。 解約払戻金はさまざまな資金として活用いただけます。

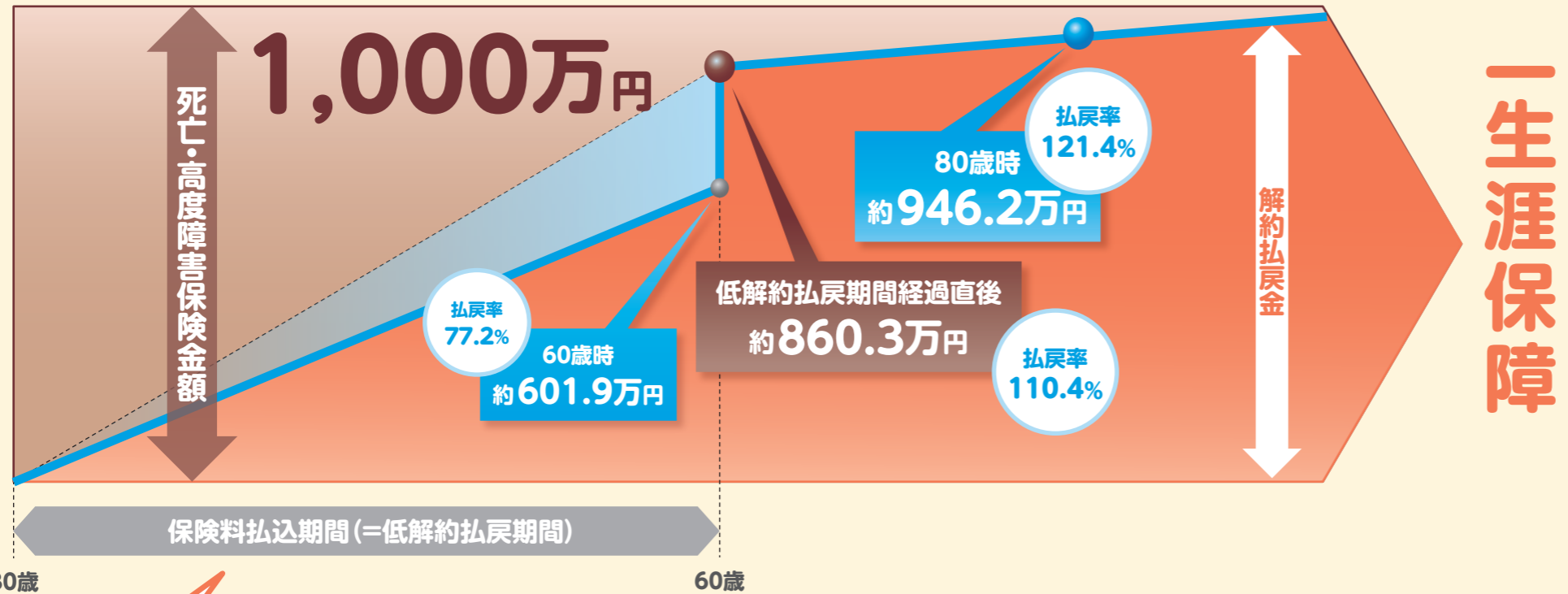
**POINT 1** 一生涯の死亡・高度障害保障を準備いただけます。  
※死亡保険金と高度障害保険金は重複してお支払いしません。

**POINT 2** ライフプランに合わせて設計いただけます。  
保険料払込期間を**終身払**、**短期払**から選べます。  
保険金額は**200万円**から**10万円単位**で設定できます。

**POINT 3** 解約払戻金を活用いただけます。  
※解約された場合、以後の保障はなくなります。  
※契約後短期間で解約された場合の解約払戻金は、まったくないか、あってもごくわずかです。

保険料払込期間(低解約払戻期間)中の主契約の解約払戻金を抑制することにより、保険料を抑えた終身 保険です。

ご契約例 ●30歳男性 ●保険期間:終身 ●保険料払込期間:60歳払済 ●低解約払戻期間:60歳  
主契約 保険金額:1,000万円 座振替 月払保険料:21,640円  
(特定疾病保険料払込免除特則適用なしの場合)



**セカンドライフの資金など  
ライフプランに合わせて活用いただけます!**  
死亡保障が不要になった場合には、保険契約を解約して、解約払戻金を活用することもできます。  
▼左のご契約例の場合

| 経過年数         | 年齢  | 払込保険料累計    | 解約払戻金      | 払戻率        |        |
|--------------|-----|------------|------------|------------|--------|
| 低解約払戻期間      | 5年  | 35歳        | 1,298,400円 | 874,800円   | 67.3%  |
|              | 10年 | 40歳        | 2,596,800円 | 1,875,900円 | 72.2%  |
|              | 20年 | 50歳        | 5,193,600円 | 3,874,300円 | 74.5%  |
|              | 30年 | 60歳        | 7,790,400円 | 6,019,900円 | 77.2%  |
| 低解約払戻期間経過直後* |     | 7,790,400円 | 8,603,700円 | 110.4%     |        |
|              | 40年 | 70歳        | 7,790,400円 | 9,054,600円 | 116.2% |
|              | 50年 | 80歳        | 7,790,400円 | 9,462,400円 | 121.4% |

【解約払戻金額について】  
※上記金額は、年単位の契約当日前日の金額を表示しています(\*時の解約払戻金額は、低解約払戻期間経過直後の金額を表示しています)。  
※払戻率(%)=解約払戻金÷払込保険料累計×100  
※解約払戻金の額は、契約年齢、保険料払込期間、経過年数などによって異なります。  
※低解約払戻期間中に解約された場合の主契約の解約払戻金は、抑制されています。低解約払戻期間経過後に解約された場合でも、すべての保険料の払込みがないときは、解約払戻金は抑制されます。

**解約払戻金を抑制することで、  
保険料をダウン。**  
保険料払込期間(低解約払戻期間)中の主契約の解約払戻金を抑制することにより、保険料を抑えました。

保険料払込期間や保険金額をニーズに合わせてお選びいただけます。

**選べる保険料払込期間** → **終身払\***、**短期払**からお選びいただけます。

|     |     |  |
|-----|-----|--|
| 終身払 | 短期払 | 10年・15年・20年払済<br>50歳・55歳・60歳・65歳・70歳・75歳・80歳払済<br>※保険料を契約時にまとめて払込むこと(全期前納)もできます。 |
|-----|-----|--|

\*終身払の場合は、一生涯にわたって低解約払戻期間が続きます。  
※契約年齢により「短期払」をお選びいただけない場合があります。

**選べる保険金額** → **200万円**から**10万円単位**で設定できます。

**+ 特約の付加で安心をプラス**

**介護前払特約**(特約保険料は不要です。)  
主契約の保険料払込期間経過後、かつ、被保険者の年齢が満65歳以上で、約款所定の要介護状態となられたときに、指定保険金額から、死亡保険金の前払となる期間相当の利息を差引いた金額をお支払いします。  
※お支払額は、指定保険金額よりも少なくなりますが、請求日における指定保険金額に対する解約払戻金額を下回ることはありません。  
※保険料払込期間が終身払の場合、付加することはできません。

**<お支払額の例>** 上記「ご契約例」で、死亡保険金の全額[1,000万円分]を請求された場合\*1

| 経過年数 | 年齢  | 指定保険金額  | お支払額*2 | (参考)指定保険金額に対する解約払戻金額*2 |
|------|-----|---------|--------|------------------------|
| 35年  | 65歳 | 1,000万円 | 約944万円 | 約882万円                 |
| 50年  | 80歳 | 1,000万円 | 約970万円 | 約946万円                 |

\*1 死亡保険金の全額を指定された場合、保険契約およびすべての特約は、介護前払保険金の請求日にさかのぼって消滅します。  
\*2 左の金額は年単位の契約当日前日に請求があったものとして、その金額を表示しています。また、お支払額は2020年3月1日時点の計算によるものです。実際には請求日における計算となるため、金額が変動することがあります。

このほかに、以下の特約を付加することができます。

- ・災害割増特約
- ・傷害特約
- ・リビング・ニーズ特約\*
- ・年金支払特約\*

\*特約保険料は不要です。  
※特約の詳細については「契約概要」(特約について)をご確認ください。

# RISEは教育資金としても活用いただけます。

**POINT 1 万一のときの死亡保障を教育資金に活用可能!**

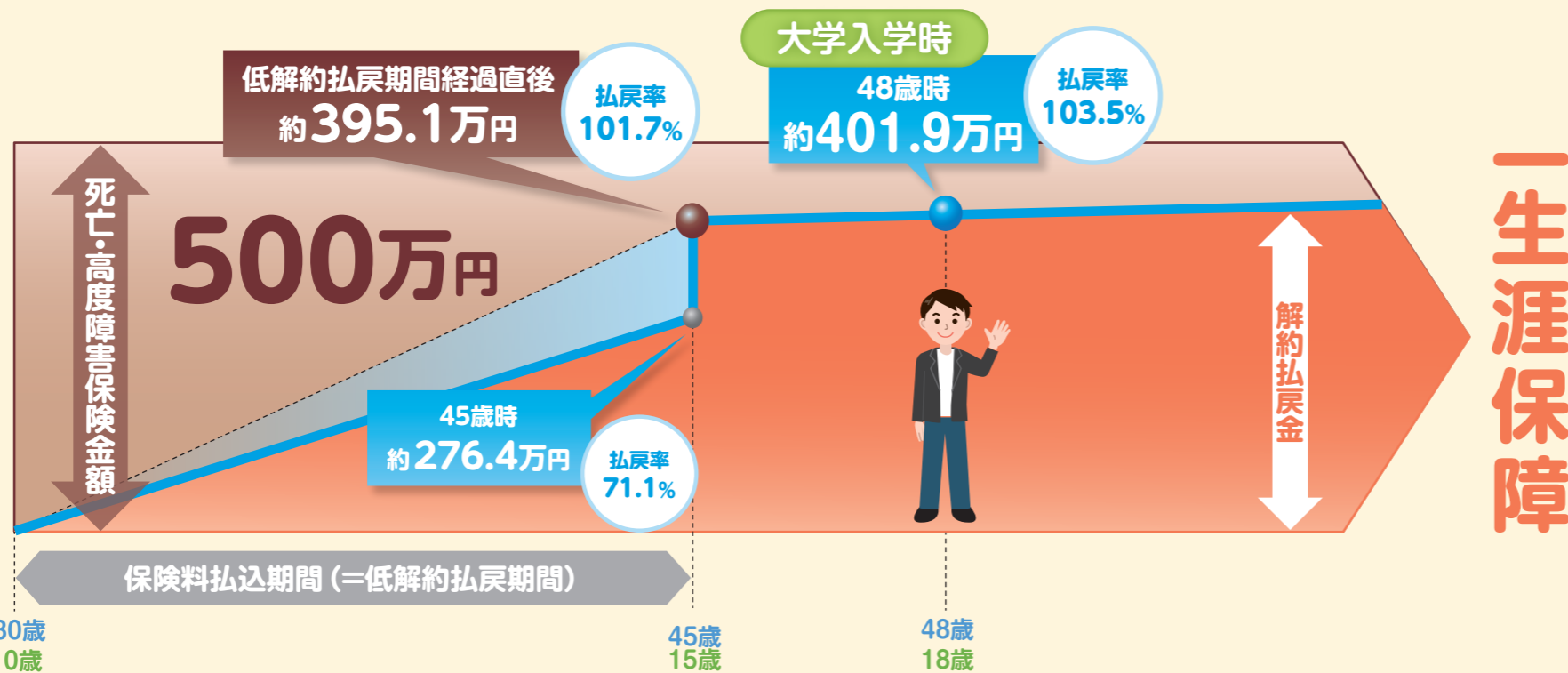
被保険者であるお父さま、またはお母さまに万一のことがあった際は、死亡保険金(もしくは高度障害保険金)を受取れます。  
万一の際に、お子さまの大切な教育資金に充てることができます。

**POINT 2 解約払戻金を活用することで、お子さまの教育資金を計画的に準備!**

高校・大学入学時など、まとまった資金が必要となる時期に合わせて、保険料払込期間を設定いただくことで、お子さまの教育資金を計画的に準備いただけます。  
※解約された場合、以後の保障はなくなります。  
※契約後短期間で解約された場合の解約払戻金は、まったくないか、あってもごくわずかです。

ご契約例 ●30歳男性 ●保険期間:終身 ●保険料払込期間:15年払済 ●低解約払戻期間:15年

主契約 保険金額:500万円 口座振替 月払保険料:21,575円  
(特定疾病保険料払込免除特則適用なしの場合)



▼左のご契約例の場合

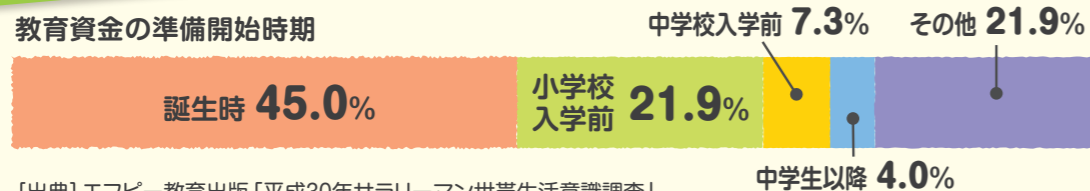
| 経過年数         | 年齢  | 払込保険料累計 | 解約払戻金      | 払戻率        |        |
|--------------|-----|---------|------------|------------|--------|
| 低解約払戻期間      | 5年  | 35歳     | 1,294,500円 | 862,750円   | 66.6%  |
|              | 10年 | 40歳     | 2,589,000円 | 1,807,200円 | 69.8%  |
|              | 15年 | 45歳     | 3,883,500円 | 2,764,750円 | 71.1%  |
| 低解約払戻期間経過直後* |     |         | 3,883,500円 | 3,951,600円 | 101.7% |
|              | 18年 | 48歳     | 3,883,500円 | 4,019,500円 | 103.5% |
|              | 20年 | 50歳     | 3,883,500円 | 4,066,150円 | 104.7% |
|              | 25年 | 55歳     | 3,883,500円 | 4,183,100円 | 107.7% |

※上記金額は、年単位の契約応当日前日の金額を表示しています(\*時の解約払戻金額は、低解約払戻期間経過直後の金額を表示しています)。  
※払戻率(%)=解約払戻金÷払込保険料累計×100  
※解約払戻金の額は、契約年齢、保険料払込期間、経過年数などによって異なります。  
※低解約払戻期間中に解約された場合の主契約の解約払戻金は、抑制されています。低解約払戻期間経過後に解約された場合でも、すべての保険料の払込みがないときは、解約払戻金は抑制されます。

## 早めに教育資金の準備を!

いつから始める?

3人に2人は、小学校入学前から。



[出典] エフピー教育出版「平成30年サラリーマン世帯生活意識調査」

幼稚園から高校までの学校種別の教育費総額

大学の教育費総額(昼間部・自宅生の場合)

|           | 幼稚園(3年) | 小学校(6年) | 中学校(3年) | 高校(3年) | 大学文系(4年) | 大学理系(4年) | 大学医歯系(6年) |
|-----------|---------|---------|---------|--------|----------|----------|-----------|
| 公立(大学は国立) | 約70万円   | 約193万円  | 約143万円  | 約135万円 | 約321万円   | 約321万円   | 約468万円    |
| 私立        | 約144万円  | 約916万円  | 約398万円  | 約312万円 | 約472万円   | 約610万円   | 約2,240万円  |

大学が自宅外通学の場合は、左に記載の金額に加え、下宿のための初期費用や仕送りも必要です。

[出典] 幼稚園・小学校・中学校・高校の金額: 省「平成28年度 子供の学習費調査」をもとに算出、高校は全日制の金額。

[出典] 大学の金額: 文部科学省「私立大学等の平成29年度入学者に係る学生納付金等調査結果」「文部科学省令」、(独)日本学生支援機構「平成28年度 学生生活調査結果」をもとに算出。



? 特定疾病保険料払込免除特則って? .....

特則適用を「あり」とした場合、悪性新生物(がん) 急性心筋梗塞 脳卒中 により約款所定の事由に該当されたら、以後の保険料はいただきません。

? 保険料払込期間は? .....

以下保険料例表に記載の払込期間のほか、50歳払済 55歳払済 70歳払済 75歳払済 80歳払済 終身払 からお選びいただけます。

●保険金額:1,000万円

男性

2020年3月1日現在(保険料単位:円)

なし

特定疾病保険料払込免除特則適用 **あり**

Table with 11 columns: 10年払済, 15年払済, 20年払済, 60歳払済, 65歳払済, 契約年齢(歳), 10年払済, 15年払済, 20年払済, 60歳払済, 65歳払済. Contains premium amounts for males.

●保険金額:1,000万円

女性

2020年3月1日現在(保険料単位:円)

なし

特定疾病保険料払込免除特則適用 **あり**

Table with 11 columns: 10年払済, 15年払済, 20年払済, 60歳払済, 65歳払済, 契約年齢(歳), 10年払済, 15年払済, 20年払済, 60歳払済, 65歳払済. Contains premium amounts for females.

\*上記以外の保険料は、お問合わせください。 \*上記保険料例表の「-」については、お取扱いしておりません。 \*クレジットカード払扱はお取扱いできません(クレジットカード払扱の場合、保険料の取扱いは100,000円が上限となります)。

# ご契約にあたってご確認いただきたい事項

## ●被保険者の契約年齢

15～75歳（満年齢）  
※保険料払込期間により異なります。

## ●保険期間

終身

## ●保険料払込期間

10年・15年・20年払済、  
50歳・55歳・60歳・65歳・70歳・75歳・80歳払済、  
終身払

## ●低解約払戻期間

保険料払込期間と同一

## ●保険料払込方法

月払・半年払・年払・前納扱（全期前納）※前納扱:第1回保険料（充当金）および前納保険料をオリックス生命指定の口座に払込みください。なお、クレジットカード払の取扱いはできません。

## ●保険料払込経路

口座振替扱・クレジットカード払扱

## ●保険料の払込み

〈口座振替扱〉

第1回目の保険料から自動的に振替える方法と、第1回目の保険料をオリックス生命指定の口座に払込みいただき第2回目以降の保険料を自動的に振替える方法の2種類があります。

〈クレジットカード払扱〉

オリックス生命指定の口座への保険料の払込みは必要ありません。オリックス生命がクレジットカードの有効性等の確認をした日を第1回保険料（充当金）の払込みがあった日とします。

※1回の保険料が10万円以下のご契約に限りです。

## ●責任開始について

「責任開始に関する特約」が付加される保険契約をオリックス生命がお引受けすることを承諾した場合、申込書の受領\*1または告知のいずれか遅いときから、保険契約上の責任を開始します。

\*1 申込書の受領とは、オリックス生命の生命保険代理店が申込書を受領したときをいいます。なお、生命保険代理店所定の情報端末（タブレット等）を利用したお申込みの場合は、情報端末でお申込みをされたときをいいます。

※ 以下の場合、「責任開始に関する特約」は付加されず、告知または第1回保険料（充当金）の払込み\*2のいずれか遅いときから、保険契約上の責任を開始します。

- ・前納扱の場合等は、「責任開始に関する特約」は付加されません。
- ・過去に「責任開始に関する特約」を付加し、第1回保険料の払込みがないまま無効あるいは払込みの前に解約をした契約がある場合（一定期間、当該特約を付加してのお申込みができません）等
- \*2 クレジットカード払扱の場合は、オリックス生命がクレジットカードの有効性等の確認をしたときに第1回保険料（充当金）を払込みいただいたものとします。

## ●契約日

月払:責任開始日の翌月1日  
半年払・年払:責任開始日と同日  
(月払で始期指定の場合は責任開始日と同日になります)

## ●解約払戻金について

・低解約払戻期間中の主契約の解約払戻金は、解約払戻金を低く設定しない場合の70%となります（低解約払戻期間は保険料払込期間と同一です）。

・低解約払戻期間経過後に解約された場合でも、低解約払戻期間内のすべての保険料の払込みがないときは、主契約の解約払戻金は抑制されます。

・解約払戻金の額は、契約年齢、保険料払込期間、経過年数などによって異なります。また、解約に際してご注意いただきたい事項を「注意喚起情報」の「解約と解約払戻金について」に記載しておりますので、あわせてご確認ください。

## ●保険料の払込免除について

・被保険者が、責任開始時以後に発生した不慮の事故による傷害を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて

180日以内に約款所定の身体障害の状態\*1に該当されたときは、将来の保険料の払込みが免除されます。

\*1 「約款所定の身体障害の状態」については、「ご契約のしおり／約款」の別表4をご確認ください。

・「特定疾病保険料払込免除特則」を適用した場合、保険料払込期間中に、被保険者が特定疾病\*2（悪性新生物（がん）、急性心筋梗塞、脳卒中）により約款所定の事由に該当されたときは、将来の保険料の払込みが免除されます。

〈特定疾病保険料払込免除特則の保険料払込の免除事由〉

(特則の適用は任意です)

|           |   |
|-----------|---|
| 悪性新生物（がん） | 悪性新生物責任開始日（責任開始日からその日を含めて91日目）以後に初めて約款所定の悪性新生物（がん）になったと診断確定されたとき（「上皮内新生物」および「皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚がん」は対象外）                              |
| 急性心筋梗塞    | 責任開始時以後に約款所定の急性心筋梗塞を発病し、つぎのいずれかに該当されたとき<br>・60日以上、労働の制限を必要とする状態が継続したと医師によって診断されたとき<br>・急性心筋梗塞の治療を直接の目的として、約款所定の手術を受けられたとき       |
| 脳卒中       | 責任開始時以後に約款所定の脳卒中を発病し、つぎのいずれかに該当されたとき<br>・60日以上、言語障害、運動失調、麻痺等の他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断されたとき<br>・脳卒中の治療を直接の目的として、約款所定の手術を受けられたとき |

\*2 保険料の払込みの免除の対象となる特定疾病の詳細については、「ご契約のしおり／約款」の別表8をご確認ください。

## ●ご契約のお申込みの撤回等（クーリング・オフ制度）について

申込者または保険契約者は、お申込みの日からその日を含めて15日以内にお申し出いただければ、契約申込みのために医師の診査を受けた後の場合等を除き、書面によりお申込みの撤回または保険契約の解除をすることができます。この場合、払込みいただいた金額を全額お返しします。

## ●診査

医師による診査を受けていただく、告知書の提出または告知画面への入力、告知書および健康診断結果表（人間ドック結果表）の提出のいずれかの方法でお申込みいただけます（保険金額・契約年齢等により異なります）。

## ●告知について

ご契約に際して、被保険者ご自身の健康状態や職業などをありのまま記入（生命保険代理店所定の情報端末（タブレット等）を利用する場合は、告知画面にしたがって入力）いただくものです。もし、故意または重大な過失によって事実を告知しなかった場合、または事実と違うことをお知らせいただきますと、オリックス生命は「告知義務違反」として保険契約を解除し、保険金等をお支払いできない場合があります。

## ●保険料の払込猶予期間・失効・復活

〈払込猶予期間〉

払込期月（契約応当日（月払の場合／月ごとの応当日、半年払の場合／半年ごとの応当日）の属する月の初日から末日まで）内に払込みの都合がつかない場合には、以下の払込猶予期間内に払込みください。

- ・月払契約の場合：払込期月の翌月初日から末日まで
- ・年払契約・半年払契約の場合：払込期月の翌月初日から翌々月の月単位の契約応当日まで

「責任開始に関する特約」が付加される保険契約の場合、第1回保険料の払込期間、払込猶予期間は以下のとおりとなります。

- ・払込期間:責任開始日からその翌月末日まで
- ・払込猶予期間:払込期間満了日の翌月初日から翌々月末日まで
- ※払込猶予期間満了日までに保険料の払込みがない場合、保険契約は無効となります。

〈失効〉

払込猶予期間満了日までに保険料の払込みがないと、保険契約は失効します。

〈復活〉

いったん失効した保険契約でも、失効の日からその日を含めて3年以内であれば、保険契約の復活を申込むことができます。この場合、告知（保険契約によっては診査）と失効している期間の保険料の払込みが必要となります。ただし、健康状態等によっては、復活できない場合があります。

## ●ご契約上の注意

- ・この商品に配当金、満期保険金はありません。
- ・解約払戻金の9割（保険料払込済の場合には8割）を限度として契約者貸付をご利用いただけます。
- ・あらかじめお申し出があった場合には、解約払戻金の範囲内で保険料の自動振替貸付をご利用いただけます。
- ・既往症（過去の病気）や健康状態および職業などによっては、お引受けを制限させていただく場合がありますので、あらかじめご了承ください。

## ●生命保険と税金

〈生命保険料控除について〉

1月から12月までの正味払込保険料の一定額が、その年の所得から控除され、それに応じて税金が安くなります。  
※この制度は納税する人が保険料を支払い、本人または配偶者、あるいはその他の親族が保険金等の受取人である場合に適用されます。

〈高度障害保険金などの税制上の取扱い〉

高度障害保険金、災害高度障害保険金、障害給付金、リビング・ニース保険金および介護前払保険金は、その受取人が被保険者

## ●保障内容

|           | 名称          | 支払事由   | 支払額   | 受取人          |
|-----------|-------------|--|---|--------------|
| 主契約       | 死亡保険金       | 被保険者が、責任開始時以後の保険期間中に死亡したとき                                       | 保険金額  | 死亡保険金受取人     |
|           | 高度障害保険金     | 被保険者が、責任開始時以後の疾病または傷害により、保険期間中に両眼失明などの約款所定の高度障害状態*1に該当したとき       |   | 被保険者         |
| 災害割増特約*2  | 災害死亡保険金     | 責任開始時以後に生じた不慮の事故*3または感染症*4により、被保険者が、特約保険期間中に死亡したとき               | 災害保険金額  | 主契約の死亡保険金受取人 |
|           | 災害高度障害保険金   | 責任開始時以後に生じた不慮の事故*3または感染症*4により、被保険者が、特約保険期間中に約款所定の高度障害状態*1に該当したとき |   | 被保険者         |
| 傷害特約*2    | 災害死亡保険金     | 責任開始時以後に生じた不慮の事故*3または感染症*4により、被保険者が、特約保険期間中に死亡したとき               | 災害保険金額  | 主契約の死亡保険金受取人 |
|           | 障害給付金       | 責任開始時以後に生じた不慮の事故*3により、被保険者が、特約保険期間中に約款所定の身体障害の状態*5に該当したとき        |   | 障害給付金額*5     |
| リビングニース特約 | リビング・ニース保険金 | 被保険者が余命6か月以内と判断されたとき   | 被保険者が指定した保険金額（指定保険金額）から6か月間の指定保険金額に対応する利息および保険料相当額を差し引いた金額  | 被保険者         |
| 介護前払特約    | 介護前払保険金     | 主契約の保険料払込期間経過後、かつ、被保険者の年齢が満65歳以上で、約款所定の要介護状態となられたとき              | 被保険者が指定した保険金額（指定保険金額）から、会社所定の率により死亡保険金の前払となる期間相当の利息を差し引いた金額 | 被保険者         |

\*1 高度障害状態については「ご契約のしおり／約款」の別表3をご確認ください。

\*2 「特定疾病保険料払込免除特則」が適用されている場合、災害割増特約および傷害特約を付加することはできません。

\*3 不慮の事故については「ご契約のしおり／約款」の別表2をご確認ください。なお、不慮の事故による死亡・高度障害状態および身体障害の状態は、その事故の日から180日以内に生じた場合に限りです。

\*4 感染症については「ご契約のしおり／約款」の別表5をご確認ください。

\*5 身体障害の状態および障害給付金額については「ご契約のしおり／約款」の別表6をご確認ください。

## ●最高保険金額と最低保険金額

| 契約年齢（満年齢） | 最高保険金額   | 最低保険金額 | 取扱単位 |
|-----------|----------|--------|------|
| 15歳～21歳   | 5,000万円  | 200万円  | 10万円 |
| 22歳～60歳   | 50,000万円 |        |      |
| 61歳～65歳   | 30,000万円 |        |      |
| 66歳～70歳   | 20,000万円 |        |      |
| 71歳～75歳   | 10,000万円 |        |      |

※最高保険金額は既契約の保険金額を含みます。

## 電話



金融機関お客さま向けフリーダイヤル

# 0120-081-166

受付時間 月曜～金曜 9:00～17:00 (土日・祝日・年末年始休み)

主なサービス内容 ●商品内容について ●申込方法について

## インターネット



オリックス生命 ウェブサイト

# <https://www.orixlife.co.jp/>

主なサービス内容 ●住所変更 ●「生命保険料控除証明書」再発行

## 郵送



年に1回、保険契約者に対して現在加入している  
保険契約内容のご案内をいたします。

オリックス生命ウェブサイトにて、保険金・給付金等のご請求やお受取りに関することがらを  
わかりやすくご案内しておりますので、ご確認ください。

<https://www.orixlife.co.jp/>

## 募集代理店からのお知らせ

- 本保険商品は、お客さまとオリックス生命保険株式会社との間でご契約いただく商品であり、預金ではありません。預金保険法第53条に規定する保険金支払の対象となりません。また、元本の保証はありません。
- 保険契約にご加入いただくか否かが、募集代理店におけるお客さまのほかのお取引に影響をおよぼすことはありません。
- 保険業法の規定により、お客さまのお勤め先などによっては、本保険商品をお申込みいただけない場合があります。
- 保険料に充当するための借入れを前提としたお申込みはお取扱いできません。
- 本保険商品は、オリックス生命保険株式会社の商品であり、保険契約の主体はお客さまとオリックス生命保険株式会社になります。
- お申込みの際には生命保険の販売資格をもった担当者（生命保険募集人）にご相談ください。

### ■募集代理店

株式会社 **埼玉りそな銀行** ジェイアンドエス保険サービス株式会社

〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町1-2-14

### ■引受保険会社



**ORIX** **オリックス生命保険株式会社**

本社 / 〒107-0052 東京都港区赤坂2-3-5 赤坂スターゲートプラザ  
TEL : 03-6862-6300  
受付時間 月曜～金曜 9:00～17:00 (土日・祝日・年末年始休み)  
<https://www.orixlife.co.jp/>

7/7

ORIX2019-G-033 202001-MYK